

なごみの郷 通所介護事業所 ご利用料金表

【基本部分：通所介護】

(5級地：10.45)

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	大規模 I			
		基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
5時間以上 6時間未満	要介護 1	541 単位	565 円	1131 円	1696 円
	要介護 2	640 単位	669 円	1338 円	2007 円
	要介護 3	739 単位	772 円	1,544 円	2317 円
	要介護 4	836 単位	874 円	1,748 円	2621 円
	要介護 5	935 単位	977 円	1,954 円	2931 円
7時間以上 8時間未満	要介護 1	626 単位	654 円	1,308 円	1,962 円
	要介護 2	740 単位	773 円	1,547 円	2,320 円
	要介護 3	857 単位	895 円	1,791 円	2,687 円
	要介護 4	975 単位	1,019 円	2,037 円	3,056 円
	要介護 5	1,092 単位	1,141 円	2,282 円	3,424 円

※利用料の算定については、利用単位の合計に **10.45** を掛けた値が金額となります。

※実際の料金は算定の端数計算上、数円単位の誤差が生じる可能性があります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
個別機能訓練 加算(I)イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき) ※それぞれの要件を満たした上で機能訓練を行った場合、イと口のどちらかを算定。	56 単位	59 円	117 円	176 円
個別機能訓練 加算(I)ロ		85 単位	89 円	178 円	267 円
個別機能訓練 加算(Ⅲ)	個別機能訓練加算(I)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること(CHASE へのデータ提出 とフィードバックの活用)。	20 単位	21 円	42 円	63 円

中重度加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	45 単位	47 円	94 円	141 円
入浴介助加算 (Ⅰ)	1 日につき 入浴介助を適切に行うことができる人員 及び設備を有して入浴介助を行う。 当該加算の算定要件を満たす場合 ※ⅠとⅡは併算定不可	40 単位	42 円	84 円	126 円
入浴介助加算 (Ⅱ)		55 単位	57 円	115 円	172 円
生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単位	209 円	418 円	627 円
生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	100 単位	105 円	209 円	314 円
ADL維持等加算 (Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき) ※(Ⅰ)・(Ⅱ)のどちらかを算定。	30 単位	31 円	63 円	94 円
ADL維持等加算 (Ⅱ)		60 単位	63 円	126 円	189 円
ADL維持等加算 (Ⅲ)	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	3 単位	3 円	6 円	10 円
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅰ) (1回につき)	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時 及び利用中6月ごとに 利用者の口腔の健康状 態及び栄養状態について確認を行い、当該情 報を利用者を担当する介護支援専門員に提供 していること。	20 単位	21 円	42 円	63 円
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅱ) (1回につき)	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算 を算定している場合に、口腔の健康状態と栄 養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を 利用者を担当する介護支援専門員に提供して いること。	5 単位	5 円	11 円	16 円
科学的介護推進 体制加算 (1月につき)	・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状 態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者 の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生 労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、 サービスの提供に当たって、上記の情報その 他サービスを適切かつ有効に提供するために 必要な情報を活用していること。	40 単位	42 円	84 円	126 円
感染症又は災害発 生を理由とする利 用者数の減少が一 定以上生じている 場合の加算	①大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎にできる。			基本報酬の3%を加算	
	②感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。				
サービス提供 体制強化加算 Ⅰ	1 回につき 以下のいずれかに該当すること。① 介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	22 単位	23 円	46 円	69 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅱ		18 単位	19 円	38 円	57 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅲ		6 単位	6 円	12 円	19 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算定する。 ※当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。	利用単位の5.9%
介護職員処遇改善加算Ⅱ		利用単位の4.3%
介護職員処遇改善加算Ⅲ		利用単位の2.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	利用単位の1.2%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		利用単位の1.0%

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件(概要)	減算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との送迎を行わない場合 (片道につき)	47 単位	49 円	99 円	148 円
同一建物減算	同一建物居住又は同一建物から利用する方にサービスを行う場合(1日につき)	94 単位	98 円	197 円	295 円

【基本部分：総合事業費】

<1日型>

利用者の要介護度	通所介護費(通所型サービス) [1月につき]			
	基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
要支援1	1672 単位	1,747 円	3,495 円	5,242 円
要支援2	1672 (週1回の計画) 単位	1,747 円	3,495 円	5,242 円
	3428 (週2回の計画) 単位	3,582 円	7,164 円	10,747 円

※利用料金の算定については、利用単位の合10.45を掛けた値が金額となります。

※実際の料金は算定の端数計算上、数円単位の誤差が生じる可能性があります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

<短時間型>

利用者の 要介護度	通所介護費(通所型サービス) [1月につき]			
	基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
要支援1	1443 単位	1,508 円	3,016 円	4,524 円
要支援2	1443 (週1回の計画) 単位	1,508 円	3,016 円	4,524 円
	2955 (週2回の計画) 単位	3,088 円	6,176 円	9,264 円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
生活機能向上 連携加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単位	209 円	418 円	627 円
生活機能向上 連携加算Ⅱ2		100 単位	105 円	209 円	314 円
運動器機能向上 加算	利用者へ個別的な機能訓練等の 運動機能向上サービスを行った場 合(1月につき)	225 単位	235 円	470 円	705 円
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅰ) (1回につき)	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時 及び利用中6月ごとに 利用者の口腔の健康状 態及び栄養状態について確認を行い、当該情 報を利用者を担当する介護支援専門員に提供 していること。	20 単位	21 円	42 円	63 円
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅱ) (1回につき)	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算 を算定している場合に、口腔の健康状態と栄 養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を 利用者を担当する介護支援専門員に提供して いること。	5 単位	5 円	11 円	16 円
科学的介護推進 体制加算 (1月につき)	・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状 態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者 の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生 労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、 サービスの提供に当たって、上記の情報その 他サービスを適切かつ有効に提供するために 必要な情報を活用していること。	40 単位	42 円	84 円	126 円
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、か つ評価対象期間中、利用者の用支 援状態維持・改善の割合が一定以 上となった場合(1月につき)	120 単位	126 円	250 円	376 円

サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき） ※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する	要支援1	88 単位	92 円	184 円	276 円
		要支援2	176 単位	184 円	368 円	552 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		要支援1	72 単位	75 円	151 円	226 円
		要支援2	144 単位	150 円	301 円	451 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		要支援1	24 単位	25 円	50 円	75 円
		要支援2	48 単位	50 円	100 円	150 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算定する。 ※当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。	利用単位の5.9%				
介護職員処遇改善加算Ⅱ		利用単位の4.3%				
介護職員処遇改善加算Ⅲ		利用単位の2.3%				
特定介護職員処遇改善加算Ⅰ		利用単位の1.2%				
特定介護職員処遇改善加算Ⅱ		利用単位の1.0%				

R3. 4. 1現在